

令和5年度 第1回貝塚市立公民館運営審議会 会議録

令和5年8月17日（月）午後1時30分～
中央公民館 視聴覚室

出席委員：萩原委員 井谷委員 西田委員 黒井委員 大畠委員 中野委員
高山委員 井上委員

欠席委員：中村委員 葛山委員

鈴木教育長

事務局：檜崎教育部長 甲斐中央公民館長 小西浜手地区公民館長
井川山手地区公民館長 上野中央公民館館長補佐 山田中央公民館主査

中央公民館長：定刻となりました。

ただ今から、令和5年度第1回貝塚市立公民館運営審議会を開催いたします。本日進行を務めさせていただきます審議会事務局、中央公民館の甲斐と申します。

さて、本年、令和5年度は、公民館運営審議会委員の改選期にあたります。

先に、案件1「第36期（令和5・6年度）貝塚市立公民館運営審議会委員委嘱」について、事務局から報告いたします。

今期は、昭和28年度を第1期とし、第36期の委員となります。委員の任期は令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年でございます。

このたび委嘱いたします10名の委員につきましては、先日5月25日開催の教育委員会会議におきまして、承認いただいております。

それでは鈴木教育長から各委員に委嘱状を交付させていただきます。代表で大畠委員にお受けいただきます。

（教育長より委嘱状を交付。代表し、大畠委員受領）

中央公民館長：他の委員の委嘱状につきましては、机の上にお配りさせていただいております。

それでは、鈴木教育長から一言ごあいさつ申し上げます。

教育長：皆様改めましてこんにちは。鈴木でございます。

本日は令和5年度第1回目の公民館運営審議会にお集まりいただきましてどうもありがとうございます。また、第36期の貝塚市公民館運営審議会委員、2年間の任期でございますが、お引き受けいただきましてどうもありがとうございます。

さて、コロナ禍が終わり、いよいよ街にもにぎわいが戻ってきております。旅行者の方々もたくさん訪れておられる状況です。公民館を取り巻く状況としましても、5月に市制80周年記念、公民館開館70周年記念ということで、「中央公民館まつり」

が行われました。5000 人を超える人たちが集まり、非常ににぎわいを見せたところです。

5 月には他の社会教育施設でハート交流館で「子どもまつり」もあったのですが、こちらの方は、あいにくの雨で運動場ではできなくて、館内でやりましたが、子どもたちがあふれるぐらいの数でにぎわった状況です。

やはり人々は、出会い、そしてふれあい、心と心だけでなく体、そしてみんなで話をする、笑顔を見せ合うというような、触れ合う時間というのを今までなかった分、より欲していたのだろーと思ひます。

公民館活動というのはその最たるものだと思ひております。人々の触れ合いの中で形ではないものを生み出していく、そういう活動になるのかなと思ひます。

もちろん形があるものもあるのですが、それは形というだけではなくその中に込められている思ひっていうのが大切なのだろーし、それを通して人々が繋がるのが公民館活動になるのだろーと思ひます。そういう活動を皆さんで今までもやってきていただいて、これからも続けていていただけたらと思ひます。

コロナ下でその間に本市の社会教育施設におきましても、Wi-Fi も全ての館で使えるようにいたしました。

これを使ひますと、例えば公民館ではお集まりになれない、どうしても行けないという方も、同時に繋がりながら講座を受けるというふうなこともできます。アフターコロナの時代にあるからこそ、今までの公民館活動と、さらにプラスした、そしてコロナ下の前と全く同じではない新たなものを生み出していけたら、新しい時代にふさわしいのではないかなというふうに思ひております。

少子高齢化がどんどん加速していく時代ではあります。そんな時代であるからこそ、逆に公民館の中で人々が触れ合う機会というのをいろんな形で作っていただけたらありがたく思ひます。

今期の審議会では、今後の公民館のあり方について、公民館長より諮問を行う予定であるというふうに伺っております。ぜひ皆様に様々なご意見を出していただき、今後の社会教育、公民館活動のあり方を、本市としても模索していけたらと思ひておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。皆様には、今後の公民館活動のさらなる発展のためにご協力いただきますよう忌憚のないご意見をどんどんおっしゃっていただけたらと思ひますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

中央公民館長：教育長は他の公務がござひますので、ここで退席させていただきます。

(教育長退席)

中央公民館長：この審議会の根拠等につきましてご説明いたします。

事前に送付いたしてあります「公民館運営審議会関係法令（抜粋）」をご参照ください。この審議会は、社会教育法第 29 条第 1 項の規定に基づき市の条例により設置されております。

また、第2項に「公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。」と定められています。

構成、会議の運営などの詳細は、本市の条例、規則で定められています。よろしくお願いいたします。

この審議会は議事録作成の都合上、録音させていただきます。ご了承ください。

本日は、1回目の審議会ということもあり、初顔合わせとなりますので、本日ご参加の委員及び事務局の自己紹介をお願いいたします。

では、委員の皆様からお願いいたします。着席順でお願いいたします。

※順次委員自己紹介

中央公民館長：次に、職員を紹介いたします。

※檜崎教育部長より順次職員自己紹介

中央公民館長：本日の会議は、現在 10 名の委員中 8 名が出席されており、過半数以上の出席となっております。よって、審議会規則第3条第2項により審議会は成立しております。なお、欠席は、中村委員、葛山委員であります。

1. 委員長、副委員長の選出について

中央公民館長：本日の議事・案件の進行についてですが、先ほど終了しました案件1と案件2につきましては、事務局で進行させていただき、案件3以降につきましては、委員長・副委員長の選出後に、審議会規則第3条第1項により、委員長が議長となり進行していただきます。よろしくお願いいたします。

では、次に案件2の審議会の委員長・副委員長の選出に入ります。

審議会規則第2条第5号により「委員長及び副委員長の任期は、1年とし、再任を妨げない」となっており、「委員の互選により委員長及び副委員長を選出」し、その会議の進行をお願いしているところです。委員長及び副委員長の選出については、どのような方法で選出いたしましょうか。

(委員の中から、事務局一任という声あり)

中央公民館長：事務局一任という声があがりましたので、事務局からの提案で進めさせていただいて、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

中央公民館長：異議なしの声があがりました。特に異議がなければ委員長は萩原委員、

副委員長は井谷委員にお願いしてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

中央公民館長：では、委員長は萩原委員、副委員長は井谷委員にお願いいたします。拍手で承認願います。

(全員拍手により承認)

中央公民館長：審議会規則第3条第1項により、委員長が議長となりますので、萩原委員長に会議の進行をお願いいたします。

では、委員長に就任されました萩原委員長からごあいさついただきます。

委員長：僭越ではございますけれども、皆さんにご承認いただきましたので委員長を務めさせていただきたいと思います。

先ほど教育長からのご挨拶にございました通り、あるいは今日の資料を拝見して改めて思ったのですが、この審議会がちょうど70年。節目の年ですね。あわせて、令和が5年という事で半分節目という事になるかと思います。

公民館の設置構想そのものは最初昭和21年に始まっていますのでそれからいきますと80有余年ということで、もうすぐ90年、100年を迎えるということになります。

また、この時代の変化として一番大きいのはコロナで、ちょうど3年間のコロナ対応が終わって、アフターコロナあるいはウィズコロナ、その後のリセットをする年かなと思います。

コロナ下のもとでもう一つ大きく進行したのは我が国におけるDXと言われるデジタルトランスインフォメーションです。デジタル化がどんどん進んでいるなかで、公民館もwi-fiを設置していただいたということで、今後は公民館におけるデジタル化への対応という事もコロナ下の後に求められることになるかと思います。そのあたりの時代の変化、節目の年に、私たちのこれからの公民館をどのようにしていくのか、そのことについてみなさんと2年間微力ですが一緒に議論させていただければと思います。ではどうぞよろしくお願いします。

副委員長には井谷委員にお願いしますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、案件のほうに移らせていただきます。案件の審議会の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

2. 審議会の進め方について

中央公民館長：議事を進める前に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。なお、本日の資料につきましては事前送付しているものを持参していただくようご依頼申し上げます。

送付しました資料は、「第 36 期（令和 5・6 年度）貝塚市立公民館運営審議会委員名簿」「公民館運営審議会関係法令（抜粋）」「令和 4 年度 第 4 回貝塚市立公民館運営審議会 会議録案」「令和 5 年度貝塚公民館事業方針」「令和 5 年度公民館予算内訳書」そして「令和 5 年度事業予定表（7 月～9 月）3 館分」以上 6 点でございます。

また、本日お配りしました資料としまして、「公民館タイムズ（夏）」と「貝塚公民館のあゆみ」および「一年の取り組み」（3 公民館分）、「第 12 回貝塚公民館大会ニュース No. 1、2」、中央公民館の事業関係書面 6 部（空サイズ、いすヨガ、貝塚プレパーク 30 周年記念フォーラム、介護について語り合う場、おひとりさま・少人数の料理講座、にっこり展）、浜手地区公民館の事業関係書面 6 部（おばけやしき、ととのう現代人応援講座、将棋を楽しむ場、オータムジャズコンサート、カラダすっきりストレッチ、続けるノルディックウォーキング、ストレス発散カラサイズ）及び山手地区公民館事業関係書面 3 部（子育て講座（保育付き）、はじめての人形劇、ふらっとサークル）をお配りしていますのでご確認ねがいます。

このうち、「令和 5 年度事業予定表（7 月～9 月）」につきましては、従来、各公民館より詳しい説明をしておりましたが、本日は時間の関係上、説明は省略させていただきますので、お目通しをお願いいたします。

それでは、審議会の進め方についてご説明いたします。

この審議会の法的根拠、目的に関しては先程説明いたしました「公民館運営審議会関係法令（抜粋）」を参考にさせていただきますようよろしくお願いいたします。

今期は、公民館から審議会に対して諮問を予定していますので、それに対する答申の審議、及びその他の案件の審議をお願いすることになります。年 4 回程度、1 回 2 時間程度の会議を予定しております。

審議会の招集及び進め方につきましては、貝塚市立公民館運営審議会規則第 3 条に「審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる」、「審議会の会議は委員の過半数以上が出席しなければこれを開くことができない」、「審議会の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」と規定されていますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の皆様はそれぞれ推薦を受けた選出母体がございますので、活動の中で培った技術や知識、情報などを活かして、実りある会議にしていきたいと考えております。

公民館といたしましては、できるだけ委員の皆様が具体的に意見を出しやすい審議会になるような資料作りに努め、可能な限り開催通知を送付するタイミングでお手元に届くようにしたいと考えております。

委員の報酬、費用弁償、また、その支給方法につきましては、別途条例の規定により、1 回の会議で税・交通費込で 8,000 円を審議会終了後、概ね 10 日ほどで所定の口座へ入金いたします。入金額(7,755 円)は源泉徴収(源泉徴収 3.063%)後の額となります。本市に口座登録されていない委員につきましては今回、金融機関の口座情報及びマイナンバー情報の提出をお願いしているところであります。よろしくお願いいたします。

審議会の会議録については、その都度、市のホームページで公表しており、毎回録音し、会議録を作成いたしますが、話し言葉を文章化するのに時間を要しますので、案を見ていただけるのは、次回の審議会開催通知を送付するタイミングになりますので、ご承知おきください。その案に対して修正などのご意見は、開催通知の送付された審議会で発言していただくことになります。ご審議いただく会議録には、発言者の名前入りの会議録となりますが、ホームページに公開する会議録では委員の名前を伏せた状態のものとなります。ただし、委員長、副委員長、事務局側では部長、中央公民館長は肩書きでの表記となります。

委員長：審議会の進め方について説明いただきましたけれど、ご質問等はございませんでしょうか。よろしければ次の案件「令和4年度第4回審議会の会議録について」事務局から説明をお願いいたします。

3. 令和4年度第4回審議会の会議録について

中央公民館長：審議会の会議録についてご説明いたします。

事前に送付いたしました令和4年度第4回公民館運営審議会の会議録につきまして、ご確認いただきお気づきの点などございましたら、この場でご意見をお願いいたします。

委員長：前回会議録について何か訂正、ご意見はございませんか。訂正等ございましたら、会議の最後でも結構ですので発言をお願いいたします。現時点で訂正等はないでしょうか。

では、次回の審議会では今日の記録が載ると言うことになります。

特に修正等無いようでしたら、案件も多いことですし、次に進みたいと思います。今年度の事業方針・予算等について、事務局より説明願います。

4. 今年度の事業方針・予算等について

中央公民館長：それでは、事業方針につきまして「令和5年度 貝塚公民館事業方針」に基づきご説明いたします。

お手元の資料をご覧ください。

この事業方針は、前文にあるように公民館の各事業は、日本国憲法・教育基本法及び社会教育法の理念はもとより、本市が策定するまちづくりの指針である「第5次貝塚市総合計画」、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策である「貝塚市教育大綱」、及び、教育委員会が定めた「令和5年度教育努力目標」を踏まえて作成しております。

各事業の共通留意事項について、6点掲げております。

- 1 点目は「感染症対策を含め、常に安全・安心を考えた事業に取り組む」
 - 2 点目は「市民が主体的に参画する講座・事業を実施し、市民の自主的な学びを支援する」
 - 3 点目は「公民館での学びの成果を地域に還元できるよう支援することにより、地域コミュニティの活性化や地域課題の解決につなげていく」
 - 4 点目は「公民館が実施するあらゆる講座・事業を通じて SDGs（持続可能な開発目標）の実現、及び、人権意識の醸成に努める」
 - 5 点目は「オンラインを活用した講座、地域出前講座の実施により、誰もが気軽に参加できる学習機会を提供し、新たな公民館利用者を開拓する」
 - 6 点目は「関係機関と連携を深め、公民館からの情報発信をさらに進める」
- でございます。

次に、分類しております事業についてご説明いたします。

これらは「公民館主催事業」「人材養成事業」「地域連携事業」「団体支援事業」「三館連携事業」の5事業からなっております。さらに「公民館主催事業」は「青少年対象事業」「子育て支援事業」「成人対象事業」「共生社会づくり事業」「文化振興事業」の5事業に分けられます。

「青少年対象事業」は、青少年がいきいきと地域で活動し、健全に成長することをめざす事業です。

中高生の自主的活動を支援する「レッツ TRY」、小中学生を中心とする「夏の子ども講座」などの事業を実施します。

「子育て支援事業」は、孤独になりがちな子育てについて、情報共有をはかり親の悩みや疑問を解決することで子育てを楽しめるよう、地域ぐるみで子育てを進める事業です。

0歳児を持つ親の交流の場である「赤ちゃんルーム」、子育てについての学習と仲間づくりの場である「おや子教室」などの事業を実施します。

「成人対象事業」は、生涯を通じ自主的な学びができる講座、日々の健康・介護予防を意識した講座など、多様な学びと交流の機会を提供していく事業です。

NEW つるかめ大学・空サイズなどの多彩な講座・事業を実施するとともに若者や勤労者を含む新たな参加者の発掘を進めていきます。

「共生社会づくり事業」は、あらゆる立場の人々と共生できる地域社会づくりを目指す事業です。昨年、「人権課題事業」を「共生課題事業」と事業名称を変更しましたが、公民館運営審議会のご指摘を受け、「共生社会づくり事業」としたものです。

障がい者の社会参加を支援する「ふれあい料理」などの講座や、在日外国人の日本語学習を支援する「日本語会話よみかき教室」などを実施します。

「文化振興事業」は、市民の文化活動の場や文化芸術にふれる機会を増やすとともに、各種文化団体の自主性を育てることを目的に多様な文化事業に取り組みます。

ロビーコンサート、ジャズライブなどの事業を実施します。

以上が、「公民館主催事業」に属する5事業です。

次の「人材養成事業」は、地域コミュニティの活性化と地域課題解決のために市民と協働し、人材の発掘や様々な事業協力ボランティアの養成、地域交流貢献活動の拡大を図る事業です。

次の「地域連携事業」は、「公民館まつり」を通して地域の人々に公民館活動を知ってもらうとともに、地域の団体が主体的に行う学習・交流活動を奨励することにより、地域コミュニティの形成を支援していく事業です。

次の「団体支援事業」は、市民の自主的なグループ活動や文化活動を支援し、各団体の自主性と地域交流活動の拡大を促進するとともに、新たな活動グループの育成に努める事業です。

最後になります「三館連携事業」は、貝塚公民館の活動を全市的に広げるために、三館の職員及び利用者の調整・連携を深め、より効果的な事業を展開するものです。「貝塚公民館大会」、「しゃべり場★公民館」などの事業を実施します。

以上が、事業方針の説明でございます。

次に、令和5年度公民館予算について説明いたします。

「令和5年度公民館予算内訳書」をご覧ください。

では、3公民館の欄を中心にご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。

令和5年度では、公民館使用料302万5千円、コピー使用実費徴収金・自動販売機設置使用料などによる雑入128万1千円で、合計430万6千円となり、令和4年度と比較し10万2千円の増額となっております。

コロナが感染症2類から5類へ移行するなど社会経済活動の活発化に伴い、公民館の利用も徐々に回復傾向にあることから、公民館使用料の歳入を多く見込んでおります。

続いて、歳出をご説明いたします。

合計は、1億2,474万1千円であり、令和4年度に比べ9,143万4千円の大幅な増額となっております。

主な要因といたしましては、今年、山手地区公民館ホールの空調補修整備等の事業を行う予定で、その工事請負費が増額となったことによります。

また、今年は貝塚市市制施行80周年、貝塚公民館設立70周年の記念の年となり、記念事業の一環で「第12回貝塚公民館大会」をコスモスシアター中ホールで大々的に開催し、『貝塚公民館70周年紀要』を発行する予定です。そのための会場借上費、報償費、『紀要』印刷製本費も増額の要因の一つです。

以上が、令和5年度公民館の当初予算の説明でございます。

利用者みなさまに、安心・快適にご利用いただけるよう、今後とも館の維持・管理及び整備に努めてまいります。

以上をもちまして、令和5年度の事業方針及び予算説明を終わります。

委員長：ありがとうございました。事業方針と、それから予算の説明をいただいたわけ

ですけど、ご質問、ご意見等あればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

私の方から、一つ質問です。予算の方で今年、山手のホールの更新ということで、これはやっぱり工事で山手のホールがしばらく閉まるということでしょうか。

事務局：まだ現時点では、この夏は空調の更新ということで、スケジュール的にはまだ決まってないですけど、ホールの中を止めてまでもとは考えていないです。あと、予算額的には昨年度から行っています外壁と防水工事の分も入っています。空調の方がもう交換部品等もない状態での更新ということで、極力ホールの使用を止めずに、計画的にやっていきたいと考えております。

委員長：ホールの運営には差し支えないということですね。

あと、Wi-Fi の方の設置は全てしていただいたということで、これは特に公民館予算と言う事ではなく市の予算と言うことでよろしいですか。

中央公民館長：はい。Wi-Fi の設置自体は昨年（令和 4 年度）のコロナの関係の補助金を活用して補正予算で対応する形で設置しました。

委員長：前の審議会の委員の皆さんからも非常に要望の多かったテーマですけれども、こちらもコロナのデジタル化に伴って国からの予算で実現できたということです。

その他、いかがでしょうか。質問・ご意見ありましたらお願いいたします。

また後でも良いので、こちらにつきましてもご意見ございましたら、お願いいたします。

それでは、次の案件、公民館運営審議会への諮問について、事務局から説明をお願いいたします。

5. 公民館運営審議会への諮問について

中央公民館長：それでは説明させていただきます。公民館運営審議会は、現在、事務局からの事業報告や日常の館運営について委員よりご意見をいただく形で進めておりますが、社会教育法第 29 条第 2 項には、「公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする」と定められております。

諮問につきましては、平成 22 年 7 月 13 日に「地域の教育機関としての公民館の在り方について」というテーマと、「まちづくりの拠点としての公民館の在り方について」の 2 つのテーマについて公民館長より諮問を行いました。公民館運営審議会で審議いただいた後、平成 23 年 5 月 31 日に答申を受けました。

しかしながら、前回の諮問・答申から 10 年以上が経過しており、公民館を取り巻く社会情勢も大きく変化しております。このことから、事務局として今後の館運営について、大局的な観点から意見を求める時期に来ていると考えております。そこで、

今期の公民館運営審議会におきまして、諮問・答申を行いたいと考えております。

諮問から答申までの流れといたしましては、次回の公民館運営審議会において、貝塚公民館の歴史や現在の公民館活動について理解を深めていただけるような研修会の機会を持ちたいと考えております。

この研修会は諮問について審議していただく前提として、公民館について詳しく理解を深めていただければと考えております。その後、委員の皆さんが公民館に対して思っているご意見や、職員も同席して職員が公民館について思っていることなど、忌憚のない意見を委員の皆さまや職員からも出し合って、どのような諮問の内容にしていくかということを考えていきたいと思っております。

その検証を踏まえたうえで、第3回公民館運営審議会において諮問を行い、審議を依頼する予定でおります。概ね二年をかけて審議し、今期が終了する令和6年度には、答申をいただきたいと考えておりますので、どうか、よろしくお願いいたします。

委員長：公民館運営審議会の諮問ということで、説明いただいたわけですが、何か質問とかご意見ございましたらお願いします。

委員：次、研修を行うと言うことですが、どういう形式で行うのですか。

どなたか講師を招聘して、その人の講演なり講義というものを基にして勉強するのか。あるいは、私どもが感じていることをそれぞれ一人ずつが発言をしてそれを基にして検討するのか。

この研修というもののあり方をどういう風に考えていらっしゃいますか。

中央公民館長：考えておりますのは、研修ですので前半は講師の先生をお願いするか、事務局が説明するのか、そこはまだ考えてはないんですけれども、研修という形で、前で説明させていただくことになると思います。

それを受けて委員の皆さん、あるいは職員から意見を受けて諮問の方向性を決めていくという流れで行きたいと思います。

委員長：〇〇委員いかがですか。まだだれがしゃべるかとかそこまでは決まっていないとのことです。

中央公民館長：また内容については、萩原委員長と相談しながら決めていきたいと思っております。

委員：わかりました。

委員長：この件につきましては、事務局とも詳しい打ち合わせはしていませんけれども、私としましては、今のご時世と言いますか、社会の変容とかがありますので、諮問という形でカチッとまとまったものを最初に頂いて議論するというより、委員の皆さん

から、「これから公民館はこうなった方がいいのではないか」とか、日頃感じておられるような、「ここは改善してほしい」ということを、ざっくばらんに意見を出していただいて、そこからまず諮問文を事務局と一緒につくるというありかたの方が意見を頂きやすいし、今の時代にふさわしいやり方かなと考えています。

事務局の方からまとまった諮問文を最初に出すというのではなく、皆さんの方から意見を頂いて諮問をする。審議会の法的な在り方として、諮問という形にはなりますが、皆さんの意見も入ったようなものにしていければと思います。

今後の公民館についての在り方についての問いかけをつくって、そこからみんなで議論していくという方法で、そこからオープンにして、いろんな方のご意見を聞くとかそういうやり方もいいと思います。

意見を頂く際には事務局である公民館の職員の方も、利用者の方もいろいろ一緒になって議論していくというのが、個人的にはすごくいいかなと思っています。

ただ 最初に共通理解を図るうえで、公民館のこれまでの歴史とか、どういう風にして貝塚の公民館ができたのかなどの研修があつて、その後、皆さんの思っておられることを自由に意見交換していただくことになります。

このあり方につきまして、もしご意見ございましたら教えて頂きたい。私としてはしゃべり場でやっているような形のイメージをしています。こういう机をきちんと並べて会議するのではなく、狭いところでグループにわかれて議論するのもいいかなと思います。その辺はまだどういう風にするか、事務局と打合せをしております。そういうことも含め何かご意見ございましたら。いかがでしょうか。

今期の公民館運営審議会は2年間で8回あります。今日がその第1回、次が研修＋話し合いというか、議論をして、その次に諮問文という形でまとまったものをご提示いただきます。そこから6回審議をして、最後の令和6年の4回目の審議会では答申としてきちっとまとまったものを提示できたらと思っています。よろしいでしょうか。

今日初めてこの話を出していますので、今日でなくて次回研修会の時にちょっと公民館について日頃考えておられる事とか、あるいは周りから聞いておられる事とか、こうした方がいいのではないかといったアイデアを持って、ご参加していただき、何らかの形で次回発表いただければ、それを審議の中で吸い上げていく形で進めたいと考えています。次回の審議会までに少し意見をまとめていただけたらありがたいかなと思います。

特にご質問とかご意見無ければそのような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

委員：難しい話ですが、令和6年ですか、諮問を受けて方針が出たら、その方向で何年間か公民館の運営を進めるのですね、2年とか3年とか。諮問というのは、公民館の方向性を決めるのですよね。みなさんで提案して公民館の在り方とか公民館の運営についてとか、それは有効性がありますよね。

中央公民館長：諮問させていただいて、委員の皆さんから答申という形で返していただ

くということになりますので、その返していただいた内容に沿って公民館は当然それを実践していくということになっていきます。

答申を出していただくということは、出してもらっただけとはいきません。もちろんその中身に沿って公民館の運営を考えていくというための諮問答申になっておりますので、内容を運営に反映させていただくということになります。

委員：答申の提出まではどのような展開になっていくのでしょうか。貝塚市の公民館の在り方についての展開方法など、ここで出た答申を反映させる仕組みがあるのですね。

委員長：よくあるケースといいますか、例えば審議会でこういう答申を貝塚市に出しましたと、ホームページに内容を掲載し、それを活かして貝塚市の公民館が運営されていきますと、市としてアピールしていくことになります。具体的な項目について反映できるのは翌年から、そんな感じになっていくと思います。

昔の審議会では、答申を出したら終わりみたいなことがあったようですが、今はもう答申を出せば、当然答申内容に沿って市も努力いただくということになります。

ただ、もちろん我々審議会の意見ですので、予算があったりして 100%そのままできるかどうかはまた別問題となります。

少なくとも答申を生かして令和 7 年、令和 8 年、令和 9 年というふうに運営していくということになります。

中央公民館長：令和 7 年以降で、答申を踏まえた形で運営していく形になりますが、答申いただいた内容については、進捗状況を評価したうえで、審議会の中でもフィードバックさせていただこうかと考えております。

できたこと、できなかったことというのは当然出てくると思いますので、客観的に委員に報告していきたいと思っています。

委員長：他の委員の方でご質問等ありましたらお願いします。

副委員長：「しゃべり場★公民館」という、利用者と職員さんで話し合いをされていますね。毎月されているのでしょうか。「しゃべり場★公民館」のように、貝塚の公民館のことを利用者側、職員側から一緒に考えるという形と、公民館運営審議会との違いというのはどんなところですか。「しゃべり場★公民館」でも公民館について考えて、公民館運営審議会でもこれから答申という形で考えていく。どちらも同じような気がするのですが。

委員長：どこまで拘束力があるかというのが別問題にありまして、公民館運営審議会では、公式なものとして市に答申します。「しゃべり場★公民館」は根っこの部分で、職員との間で意見交換したものになり、職員レベルでは、ある程度反映されると思いますが、答申となって市の方にお渡しするということは、市長あてになり、市として

公式な市民の意見を受けたことになります。ですから「しゃべり場★公民館」の意見とは違うレベルの意見になります。

副委員長：もし勉強会とか研修会とかという形で会議されるのであれば、「しゃべり場★公民館」のメンバーに来ていただいてお話をしてもらってもいいかなと思います。

委員長：そういう形もいいでしょうし、公民館のクラブ協議会の方々に来ていただいて、話を聞くというのもありだと思います。

副委員長：しゃべり場が 10 年続いている。そういう意見も話してもらって、みんなで良いものを作れば良いと思います。

事務局：「しゃべり場★公民館」に関しては、開始から 10 年ということで、「しゃべり場★公民館」の 10 年の活動について、現在記念冊子をまとめており、作成もほぼ終了に近くなってきております。冊子をまとめるなかで、公民館に対する考え方やご意見はいただいております。

委員長：それも参考にさせていただいて、当然反映させていくことになります。

中央公民館長：「しゃべり場★公民館」と公民館運営審議会の違いというのは、しゃべり場はあくまで利用者と職員が対等の立場で公民館について語り合うということですが、公民館運営審議会の場合は、各館のクラブの代表の方にも入っていただいておりますが、それ以外で、普段公民館で活動を必ずしもしていないけれども、市民の立場からご意見をいただくために委員をお願いしている方もいらっしゃいますので、非常に幅広く意見を聴く場になっているのではないかと考えています。

ただし、その中でも「しゃべり場の中でこんな意見があります」ということは、公民館運営審議会でも積極的にご紹介いただければと思います。

委員：私、この公民館運営審議会委員を 20 年以上させていただいているのですが、この間、他市というか、他地域では公民館運営審議会というものが無くなってきているということがあります。

あるいは、公民館活動よりも生涯学習ということで、市長部局に移って社会教育というものが行われているような状況になってきています。

他市で公民館運営審議会というものが無くなっていく、あるいはその市全体で社会教育のあり方が変わってきているということは、政治家が一つの考えのもとに強引かどうかわかりませんが、住民に対してこうなさいというような方向づけをしているのか、委員が「もう不必要だ」、あるいは公民館活動をしている者が「運営審議会は無い方がいい」という話になって消えていったのか、一体どういう経緯をたどって無くなったのか、非常に疑問に思うわけです。委員長がおわかりなら、わかる範囲でお

話いただきたいと思います。

私達、公民館運営審議会ということで、年に何回か会議をさせてもらっています。それなりに勉強し、意見も申し上げてきたつもりです。それは、ある程度ですけども、公民館活動というものに対して反映をしてきて、成果も上げてきたと私は思っています。

しかしながら、この形がどこかで一方的に潰されるのではないかという危惧を持っているわけです。だから、答申案を作ることは結構けども、それが尊重されるのかどうかというのは、他市の状況を見る限りでは非常に疑問に思っているわけです。

館長は今、先のことについて発言はできないかも知れませんが、市としてこういう公民館活動や運営審議会というものを継続していく、もっといえるならばそれを推進していくのだという方針はお持ちなのでしょうか。教育委員会、あるいは市長はどのように考えているのでしょうか。

まず、地域で住民の意思が反映されて、公民館活動のあり方が変化しているのか、委員長にわかる範囲でお話をいただきたいと思います。後半の部分については、中央公民館長が話をしていただければ結構かと思います。以上です。

委員長：まず公民館運営審議会というのは、今日は関係法令を配っていただいていると思いますが、社会教育法の第 29 条に規定されています。法律的にはそういうことになっていますが、お読みいただくと「置くことができる」となっています。

委員：そうですね

委員長：これは実は「必置」ではなくなっていて、公民館を設置する市町村でも公民館運営審議会が無いというところもあります。多くあるかどうかはわかりません。

もう一つは、社会教育法では公民館は社会教育施設となっているのですが、これを現在首長部局、市長直属のところに置くことができるようになっています。ですから大阪府内の市町村の中にも、すでに教育委員会ではなく、首長部局の学習課とかまちづくり課みたいなのが、公民館を持っているというところがあります。

そうした自治体では、公民館運営審議会は社会教育法上のものなので、首長部局に行った瞬間にもう置かない、無くしているというところも現実にはあります。あるいは、公民館を市民センターのような形でコミュニティセンターと同じような扱いにしているところもあります。ということで公民館のあり方そのものが非常に揺らいでいます。

公民館の形がどこから変わっていくのかというと、私の知っている範囲では、やはり「政治家の決断」というのが多いです。市民や職員側から公民館を首長部局に移してほしいという要望が出てきて変更したというケースを私は知らないです。すべて首長さんがこれは教育委員会ではなく、首長部局に移す方が市の活性化、あるいは市民の使いやすさなど、何らかの理由で決断されているようです。

公民館運営審議会については、市長判断よりも行政内部での判断になっているかも

しませんが、これも必置にして意見を吸い上げると言う事は必要ないと判断されたというのが大いにあると思います。ですから現在も首長の判断でこれを教育委員会ではないところに移すのも可能になっています。井上委員、これでよろしいですか。

委員：はい。

委員長：では後半部分をお願いします。

教育部長：それでは、〇〇委員は中央公民館長からということでしたが、教育部長の檜崎の方からご説明させていただきたいと思います。

そもそも公民館運営審議会についてですが、市から、「このことについてご意見を下さい」ということで諮問をして、審議会の中でお話をしてもらって、答申という形で返していただくというのが審議会のあり方です。ですが、貝塚市の公民館運営審議会では、諮問も今まであまりしていないし、答申という形でもいただいていない、ということがずっと続いてきたわけです。先ほど説明したと思いますが、10年以上前に1度諮問、答申を行った記録があるということですが、〇〇委員はその頃のこともご存じでいらっしゃいますよね。

委員：はい。審議会委員に入っていましたから知っています。

教育部長：その時のことは、私は詳しく存じていないのですが、審議会という名前である以上、先ほど委員長にもおっしゃっていただきましたように、公民館を利用している方も、利用していない方も入った席上で、「公民館がどんな運営をしていくのがいいかということについてお話していただきたい」と、事務局の方が申し出るのが本来当たり前の形だと思います。

ただ委員長も言っていたように、今回は、みんなで一度話をしてみて、どんなことが問題なのかという意見を吸い上げてから、これについて皆さんの意見をお聞かせくださいという形で進めてみましょうということになりましたので、みなさんにご協力いただけたらありがたいと思っております。〇〇委員、こういう回答でいかがでしょうか。

委員：一応これで聞いておきます。ちょっと発言の中で気になることもありますけれども、今後、実際の研修や今後の作業の中で、また言わせてもらいたいと思います。

教育部長：わかりました。ありがとうございます。

委員長：ありがとうございます。次回の研修につきましては、先ほど言いましたとおり、公民館の名称が変わっていたり、あるいは公民館運営審議会が無くなっていたり、実際に設置されていないというところもあるという、公民館の置かれている状況や今後

についても説明していただけたらと思います。

指定管理者制度に移行している市町村もたくさん出てきており、職員がいなかったりとか指定管理者で雇用された方が公民館を担っているという事例もたくさん出てきているので、そういう公民館のありかたが進んでいるということについての説明も当然必要です。

そのうえで我々はどういう方向性を貝塚の公民館としてもつべきなのか、それを答申という形でまとめて、公式なものとして市にお渡しすることになります。

前回の会議でも〇〇委員のご発言の中で、公民館大会での講師の堀内秀雄先生の話で「公民館があることが当たり前ではない、直属の職員がいなくなっているところがたくさんある」というご発言があったかと思いますが、現実には確かにそういうことが進んでいますので、いろんな公民館についての情報もいただいたうえで、その中で貝塚の公民館がどう在るべきかという意見を又聞くという場になります。

委員：昨年の近畿公民館大会和歌山大会での話の中で、公民館が無いというところがたくさんあるというような意見がありましたね。

現状では、公民館は何かで守られているという組織ではないのですね。首長次第で貝塚市民のための組織になっているのであれば「絶対公民館は必要です」となるだろうし、そうでなかったら、民間で管理させるという市町村もあるみたいですね。

委員長：答申の議論のなかでは、当然そういう話も出てきます。我々がそれをまとめ、市に今後の公民館の方向性についてお願いするということになります。

他にご意見ございましたらお願いします。

それでは、先ほどの前回の会議録のことについて、さかのぼって何かございましたらお願いします。ないようでしたら、その他の案件に行きたいと思います。

6. その他

委員：山手地区公民館から公民館まつりについて紹介させてください。山手地区公民館まつりについては、地域と結ぶ公民館ということで、公民館の中では一番大きな事業になります。我々が考えているのは地域でどれだけ来てくれるかということです。

館長とも相談しながら、地元の方に何かしてもらうのが一番いいのではないかとということで、オープニングに第三中学校の軽音楽部に出てもらうことになりました。

地域とつながるということで、中央公民館で「遊び隊」という団体がいますが、子ども達がとても喜ぶので、ここ3年ほどまつりの応援に来てもらっています。貝塚の東山地区は子どもが多く、公民館にも顔を出してくれています。そういう面でできるだけ子どもに多く参加してほしいと思ひまして、今年も「遊び隊」に来てもらうようにしています。

先ほどから〇〇委員も心配しているように、有料化、委託化の問題とかが心配されるなかで、公民館を守るために我々がなにをしたらいいのか。前回の有料化の話があ

った時にもみんなと一緒に反対しましたが、実際は市議会議員の決断で決まってしまったという経緯があります。私はいつも市長や議長に公民館まつりや事業の案内状を持って行きますが、なかなか積極的に参加してくれていないと感じています。できるだけ公民館に来て実際に公民館活動をしている姿を見てほしいと思います。

委員長：皆さんが心配しておられることが起きたときに、公民館活動が現代の課題にどう向き合っていくのかということのアピールしていかないといけないと思います。今までの活動をしっかりやっているというだけではなく、市が困っていることやいろんな活動などにも目を向ける必要があります。たとえば、学校のクラブ活動を土日移行させるという方針がでてきていますが、それを公民館のサークルの方が積極的に担っていくとか、あたらしいところに向けて頑張っていくと、今の活動をそのまま続けるだけでは難しいと思うので、そこをアピールしていくことが必要ではないでしょうか。

中央公民館長：今回公民館運営審議会に対して諮問をしたいということの一番い大きな理由のひとつは、委員長がおっしゃっていただいたところにあります。

これまで貝塚の公民館は歴史も長いですし、全国的にも様々なところから見学や視察にも来ています。特に子育て支援など先進的に行っていて、貝塚の公民館はなぜそんなことが出来るのかと、全国の公民館から視察に来るほど進んでいると思います。

しかし、今先生が言われましたように、今までやってきたことを延々繰り返すだけでは今後どうなるかわからないと確かに感じています。時代も変わってきていますし、そんな中で今後公民館は、新しいことも含めてどう取り組んでいくのかということも、この公民館運営審議会の場で実りある議論をしていただければというのが、大きな動機になっています。

確かに公民館を取り巻く状況は厳しいものがあります。近隣を見ても指定管理者、文化センターになっていくところなど、公民館自体が縮小していついていくというのは事実です。公民館運営審議会があるのは、貝塚市と阪南市ぐらいしかない状況です。

それをどうするかということを考えたら、公民館運営審議会の議論を実りある有意義なものにしていくよう、今回諮問をさせていただきたいと、委員長に今回相談させていただいた次第です。

委員長：細かい方法については未定ですが、やはり今の貝塚の公民館をもっと発展させていくためには、この辺りで一度立ち止まって考えて、皆さんの意見をまとめて、今後の貝塚公民館の方向性を示していかないと、確かに危機的な状況であるということは事実です。泉佐野市も指定管理になりましたし、どんどんそういう方向になっていますので、その中で私たちが考える貝塚公民館の在り方をどうするか、今後何をやっていくのかということを出して、市も積極的に支援してもらえそうな前向きの議論をしていきたいと考えています。

委員：今度、貝塚市少年少女合唱団が山手地区公民館のまつりの舞台に立ってくれます。できるだけ山手地区公民館の利用者ではない人にも参加してもらえるよう考えています。また3館利用者連絡会というのがありますが、3館のクラブ利用者が各館持ち回りで会議をして交流しています。これまで各館クラブの展示交流をしていましたが、舞台もさせてほしいという話がでてきました。今年はできないかもしれませんが、来年までにそういう新しいことをやっていきたいと考えています。

委員長：諮問をいただいて次の段階になりますが、貝塚での新しい活動の芽生えというか、今までにない団体とつながることができた、今まで利用していない人達が参加する事業ができたというような新しい取り組みをしていることを、答申としてどう表現できるのかというのも一つの視点かと思います。

その時には皆さん多くの経験を持っておられるので、ご指摘いただき、事例としてまとめていき、それをどう広げていくのかということも、答申にするときの視点になるのではないかなと思います。

かなり突っ込んだ話になりましたけれども。いかがでしょうか、ご意見ございますでしょうか。

なければ以上で、第1回審議会を終わりたいと思います。

皆様。長時間、積極的にご意見賜りまして議事運営にご協力いただきありがとうございました。

次回日程 10月24日（火）午後1時30分～

一部：研修会 二部：グループ討議 16時終了予定

《閉会》